＜プラットフォーム法人、団体用＞

「知」の集積と活用の場

昆虫ビジネス研究開発プラットフォーム　御中

秘密保持誓約書

　「知」の集積と活用の場　昆虫ビジネス研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）の会員である○○○○は、プラットフォームの趣旨に賛同し、プラットフォームの事業（以下「本事業」という）において、運営委員及び正会員相互間において開示される情報等の秘密保持に関し、以下のとおり誓約（以下「本誓約」という）いたします。

第１条（定義）

１．本誓約において、「開示者」とは本事業の遂行を通じ次項に定める秘密情報を開示した当事者を、「受領者」とは当該秘密情報を受領したものをいいます。

２．本誓約において、「秘密情報」とは、本事業を通じ他の会員から開示され又は知り得た、全ての業務上・技術上の情報、本事業の内容、遂行過程、及びその結果を総称したものであって、以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。

1. 開示方法が書面又は磁気ディスク等の記録媒体による場合は、当該書面等の媒体に「秘密」の旨の表示があるもの
2. 開示方法がＦＡＸ、電子メール等の通信手段若しくは電子ネットワークによる提供である場合、又は電磁的ファイルによる提供の場合には、当該情報を表示又はプリントアウトした際に「秘密」の旨の表示があるもの
3. 試作品、サンプル等物品の場合は、その物品又はその包装・容器に「秘密」の旨の表示があるもの
4. 口頭、視覚表示等の無形の手段によって開示する場合には、開示の際に「秘密」である旨を告げ、開示後３０日以内に文書化し、これに開示の日時、場所及び開示、且つ「秘密」である旨の表示をなし、受領者側と取り交わしたもの。

３．前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報であることを証明できるものは、秘密情報から除きます。

1. 開示され又は知得したときに公知又は公用であったもの
2. 開示され又は知得したときに既に自己が保有していたもの
3. 開示され又は知得した後、自己の責によらずして公知又は公用となったもの
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
5. 開示され又は知得した後、秘密情報によらずして独自に開発・取得したもの

第２条（秘密保持）

[当社・当団体]は、秘密情報を厳に秘密として保持し、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者（開示者及び受領者を除く他の会員を含む）へ開示又は漏洩いたしません。

ただし、本事業の遂行にあたり、その成果の実効性を高める目的で、当社の会社法上の親会社にあたる〇〇〇〇に対して、本誓約における自己と同等の義務を課すとともに、その義務違反につき一切の責任を負うことを条件として、必要最小限の秘密情報を開示いたします。

第３条（目的外使用の禁止）

[当社・当団体]は、秘密情報を本事業遂行以外の目的に使用いたしません。

第４条（情報の管理等）

１．[当社・当団体]は、秘密情報を含む全ての情報媒体及びサンプル等に対し、厳重かつ適正な管理を施します。

２．[当社・当団体]は、秘密情報を本事業の遂行上知る必要のある自己の役員及び従業員若しくは職員等（派遣社員その他自己の指揮命令に従い業務を遂行する者を含む。以下同じ。）にのみ開示するものとし、当該役員及び従業員若しくは職員等に対し、本誓約において[当社・当団体]が負うべき義務と同等の義務を負わせ、離職後といえどもその義務を免れさせないものとし、その義務違反について全ての責任を負います。

第５条（複製等の禁止）

１．[当社・当団体]は、秘密情報を、本事業を遂行するために最低限必要な部数を超えて複製、複写いたしません。なお、当該複製、複写物は秘密情報として取り扱います。

２．[当社・当団体]は、事前の開示者の書面による承諾なしに、秘密情報に該当するサンプル等を分析し、またリバースエンジニアリングいたしません。

第６条（情報の返却等）

[当社・当団体]は、プラットフォーム又は開示者から請求がなされたとき又は本事業の終了後遅滞なく、開示者から開示、提供された秘密情報を含む情報媒体（その複製、複写物を含む）及びサンプル等を、プラットフォーム又は開示者の指示に従い、開示者に返却又は物理的に復元不可能な方法で滅却若しくはデータ消去いたします。

第７条（事故の報告）

[当社・当団体]は、秘密情報の漏洩若しくは目的外使用の事故が生じるおそれがある場合、又は生じた場合には、直ちにその旨をプラットフォームへ報告し、プラットフォームと協力して対処いたします。

第８条（損害賠償）

[当社・当団体]が本誓約に違背し、プラットフォーム及び／又は開示者に損害を生じさせた場合は、[当社・当団体]はプラットフォーム及び／又は開示者に対しその損害について賠償いたします。

第９条（不保証）

１．[当社・当団体]は、本誓約のいかなる規定も、運営委員及び正会員相互に何らの秘密情報の開示義務を課すものではないことを理解します。

２．[当社・当団体]は、本誓約に明示的に規定されているほかは、本誓約に基づく秘密情報について何らの権利も受領者に許諾するものではなく、また、受領者に対して更なる契約の締結を義務付けることはありません。

３．[当社・当団体]は、開示を受けた秘密情報について、明示的又は黙示的であるとを問わず、その正確性、有益性、特定目的への適合性、その他一切保証されていないことを理解します。

第10条 （権利義務の譲渡等の禁止）

[当社・当団体]は、事前の書面によるプラットフォームの承諾を得ることなく、本誓約より生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継しません。

第11条（有効期間）

１．本誓約は、誓約差入れの日から、[当社・当団体]がプラットフォーム解散までに運営委員又は正会員資格を喪失した如何にかかわらず、プラットフォーム解散のときまで有効に存続します。

２．前項の有効期間終了後といえども、第２条から第５条までの規定はさらに3年間、第６条から第９条までの規定は各々の対象事由が消滅するまで、なお有効に存続するものとします。

第12条（協議）

[当社・当団体]は、本誓約にさだめのない事項又は解釈について疑義が生じた事項については、その都度プラットフォームを通じて行われる個別協議又は運営会議の審議等の決定に従います。

以上の事項を誓約し、本誓約書１通に記名捺印のうえ、プラットフォームへ差し入れるものとし、[当社・当団体]はその写しを１通保有いたします。

　　　　　　年　　月　　日

 【住所】

 【社名】

 【職位】

 【氏名】